



ゆうメール

おしとい通信



子供の頃、給食が好きで
12月は1年に1度のクリスマスメニューがあり、その日が待ち遠しかった林公士郎(こうじろう)です。
さて、12月と言えば、忘年会の季節ですねえ～!! 忘年会でどんどん、予定が埋

まってきます～!! 飲み過ぎ&食べ過ぎによる、体調不良に気を付けて下さい(笑)

11月26日に監督(笑)として、小江戸ハーフマラソンに参加してきました!!

2011年から始まり今年で7回目になります、そして今年から何と、サム・ライズにハーフマラソン部が結成されました。ハーフマラソン部(社員4名・お客様2名・監督1名)初参加のレースです!



毎年参加者も増えて、直ぐに申し込まないと参加出来ない程の人気です!! 私は6名のスタートを見送り会場をぶらっとしてみました。



会場には出店もあり、スタートして30分位は会場から出られないので、豚汁を頂きました(笑)



13:30には、完走飲み会が行われました!!



皆さんマラソン談議で盛り上がっていました!! それを、観ていた私は、来年4キロ(3年前は10キロ走り膝が壊れました(笑))に参加してみようかなあ～と思いました(笑)

今年1年お世話になりました!

来年も、宜しくお願いいたします。

*****おしど通信は、林公士郎&亜由美がご縁をいただいた方に毎月お届けします。ご意見・ご感想など頂けるととても喜びます♡*****

発行元: 税理士法人サム・ライズ

〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町 11-1 川越シティビル 7F

e-mail: ayumi-hayashi@somerize.net

TEL: 049-249-0222

FAX: 049-249-0220

URL: <http://www.somerize.jp>

発行編集責任者: 林亜由美

総務の小笠原です！

今月号より
おしどり通信の裏面を
サムライズスタッフ1人
担当することになりました！

第1回目を飾るのは・・・
総務の小笠原です。

せっかくなので
今月号は

【小笠原大解剖】
と勝手にさせていただきます。

自己紹介

名前・・・小笠原恵美

年齢・・・永遠の20代
※場末のスナックの
ような返答ですみません。
白状します45歳！！！！

家族構成・・・夫 子供5歳

サムライズでは
裏方の総務をやっています。

性格

大雑把なのに
変なところに細かい。

男らしい！

なぜか
『血液型●型でしょ？』
と言われます。

サムライズでは
教育係？で小姑になっています。

趣味

ゴルフ
スノーボード
※2級持っています。

好きな食べ物 嫌いな食べ物

好き・・・おにぎり
さくらんぼ
肉！！

嫌い・・・キャラメルコーン

休日の過ごし方

溜め撮りしているTVを
ずっと見ている。

知人とゴルフ

家族で日曜は必ず
近場～遠くへお出かけします。

夏は毎週のように
バーベキューしていました(笑)

最近のマイニュース

子供が保育園で給食時に
おかわりしている事は
以前から先生に聞いていたが

最近になり新たに追加情報が・・・

必ずおかわりするのが
うちの子だけ！らしい。。

小柄で普通体形ですが
家で食べさせていないみたいで
恥ずかしかったです(.-)

みなさんとほとんど
お会いしませんが
電話などで私が出た時には
『通信みてるよ～』と言われると
嬉しいです！！

December

2017

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

事務所通信

早いもので今年も師走を迎えました。今年は皆様にとって、どのような1年だったでしょうか。1年間をきちんと振り返り、新しい年に臨みたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2017年12月号

■「名義預金」と指摘されない 3つのポイント

- 申出により免除となる
育児休業中の社会保険料
- 業種別年末賞与
支給労働者1人平均支給額
- 企業のICT導入状況

■編集後記

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F

TEL : 049-249-0222 / FAX : 049-249-0220

「名義預金」と指摘されない 3つのポイント

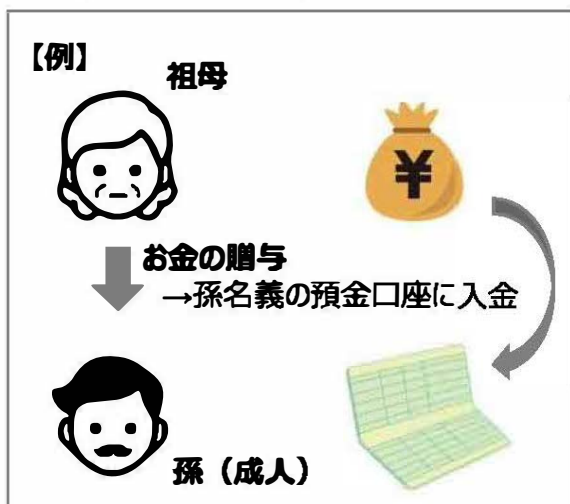
年末が近づいています。今年分の贈与の検討はお済みですか。また実行する予定である場合には、実行されましたでしょうか。

贈与の実行に注意すべき点はいくつかありますが、最たるものはその贈与自体が否定されないようにすることです。贈与が否定される代表的なものが「名義財産」です。今回はこの「名義財産」について、指摘されないための3つのポイントを、とりわけ指摘されやすい「名義預金」を例に確認します。

■ 名義財産、名義預金とは？

「名義財産」とは、その財産の名義人と実質的な所有者が別人である場合のその財産をいいます。つまり「名義預金」とは、預金の名義人と実質的な預金の所有者が別人である場合のその預金をいいます。

例を見てみましょう。



上記例では、祖母が孫にお金を贈与しています。贈与の方法は、お金を現物で渡すのではなく、孫名義の預金口座に入金しています。

このような場合、「名義預金」と指摘されないためのポイントを3つ確認しましょう。

■ 3つのポイント



ポイント1：管理は誰がしていますか？

【例】では、“孫名義の預金口座”、とあります。

この口座は誰が管理しているのでしょうか。具体的には、通帳や印鑑、キャッ

シュカードは誰が管理していますか？

また“インターネットバンキング”と称して、インターネット上で取引できる場合、そのログインIDやパスワードは誰が管理しているのでしょうか。



通常、名義人がその口座等を管理しているはずですが。【例】の場合であれば、通帳や印鑑、キャッシュカード等は孫が管理し、孫自らが自由にこの口座からお金を引き出すことができるはずですが。もしこれらを祖母が管理して孫が自由に引き出せないのであれば、その口座にあるお金は「名義預金」として祖母の財産となり得るでしょう。

預金が定期預金であった場合に、継続の意思や手続きは誰がしているのか、名義人である孫の住所等の異動があったとき誰がその手続きをしたのか、なども判断のポイントとなります。



ポイント2：印鑑は誰のものですか？

口座開設に使用した印鑑は誰のものでしょうか。また、他の人の口座開設にもその印鑑を使いまわしてい



ませんか。先ほどのパスワードについて、他の人の口座と同じパスワードを使っていますか？

1つの印鑑を複数の人で使いまわしている、1つのパスワードを複数の人で使っている場合には、“名義”と捉えられてしまう可能性が高まります。もし、複数の人で使いまわしている場合には、なぜそのようなことになっているのか、誰が管理しているのか、“名義”でないことを第三者が聞いても納得できる説明が必要となるでしょう。



ポイント3：贈与の事実がありますか？

贈与とは、あげる側の「あげます」ともらう側の「もらいます」の双方の意思と合意があって、はじめて成立するものです。しかし、あげる側の「あげます」だけで、もらう側の「もらいます」がない、というケースを見受けれます。つまり、あげることをもらう側に内緒にしておきたい、というものです。【例】の場合であれば、孫名義の口座はあるけれど、その口座の存在を孫が知らない、というものです。これでは、もらう側の「もらいます」の意思がないということで、贈与の事実がないと判断されてしまうでしょう。

また過去の判例では、“贈与税の申告と納税”を、贈与の事実としての判断要素として加えているケースがあります。

口座間の贈与であれば資金移動が客観的に判断しやすいのですが、現金による贈与など客観的な判断がしづらい場合、この“贈与税の申告と納税”は、判断要素としての役割は小さくないでしょう。

そのため、贈与の事実として “贈与税の



申告と納税”を行っているのかどうか、というものがポイントといえそうです。ただしこの場合でも、【例】の場合であれば孫がその贈与税の申告と納税の事実を全く知らない、ということでは問題外といえるでしょう。

いつ指摘されるの？

名義財産に該当するかどうか、その指摘は贈与を行ったときや贈与税の申告のときではなく、その後の相続税申告後での税務調査の過程においてされるものです。

相続税の税務調査の際には、亡くなった人（被相続人）の財産状況を確認する過程で、過去の資産の移動状況は必ず確認されます。特に資金移動は注目されますし、過去の贈与の状況、印影等の確認も当然ですが、受贈者側へのヒアリングもあります。その際に、もらった側がその口座の存在を知らない、つまり財産をもらった覚えがない、という回答をしてしまえば、名義資産と指摘されるのは間違いないでしょう。



またマイナンバーが開始されたことで、今後は容易に各人ごとの金融資産の保有状況を収集することが可能となります。これは国内の金融機関だけでなく、海外の金融機関においても、その国との間で情報交換規定が結ばれていれば自動的に口座情報が交換されるため、容易に収集が可能です。

国は注力すべき項目の1つとして、富裕層に対する適正な課税を挙げています。無用な指摘を受けないよう、3つのポイントを確認しましょう。

申出により免除となる 育児休業中の社会保険料

平成29年10月1日に改正育児・介護休業法が施行され、保育所に入所できない場合等には、最長子どもが2歳まで育児休業が取得できるようになりました。そこで今回は、育児休業中の社会保険料（健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料）の免除の仕組みについて、確認しておきましょう。

■ 育児休業中の社会保険料の免除

育児休業中は多くの企業がノーワーク・ノーペイの原則に基づき、給与を支給していません。そのため、社会保険料の負担が大きくなること等から、年金事務所等へ「健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書」を提出することで、最長子どもが3歳になるまで会社負担分・本人負担分ともに社会保険料が免除となる仕組みがあります。この申出書を提出するタイミングは、育児休業を取得もしくは延長する場合に、次の①～④の都度提出することとなっています。

- ①1歳までの育児休業
- ②1歳から1歳6ヶ月に達するまでの育児休業
- ③1歳6ヶ月から2歳に達するまでの育児休業
- ④1歳から（②の場合は1歳6ヶ月、③の場合は2歳）から3歳に達するまでの育児休業等

なお、④は、会社で3歳までの育児休業制度を設けている場合が対象となります。

■ 免除の対象となる期間

社会保険料は1ヶ月単位で徴収の有無が決まり、月の途中で育児休業を開始したとしても日割計算は行われません。育児休業中の社会保険料が免除となる期間は、育児休業開始月から育児休業終了日の翌日の月の前月（育

児休業終了日が月の末日の場合は育児休業終了月）までと決まっています。

■ 注意したい賞与に対する社会保険料の免除

育児休業中の社会保険料の免除は、月額のみならず、社会保険料が免除される月に支給される賞与についても対象となります。事例を挙げると以下の通りです。

【事例1】

育児休業開始日：12月16日

賞与支給日：12月10日

→12月が社会保険料の免除対象期間となるため、賞与の社会保険料も免除となる。

【事例2】

育児休業終了日：12月16日

賞与支給日：12月10日

→12月が社会保険料の免除対象期間とならないため、賞与の社会保険料も免除にならない。

特に育児休業を開始する月、育児休業が終了となる（復帰する）月は、月額のみならず、賞与の支給があるときも確認し、社会保険料の控除に誤りがないように注意しましょう。

社会保険料が免除されている期間も被保険者資格に変更はなく、育児休業前と同様に健康保険証を利用すること等ができます。また、将来、年金額を計算する際等には、厚生年金保険料を納めた期間として扱われます。今回は、育児休業の社会保険料についてとり上げましたが、産前産後休業中も同様の免除制度があるため、この機会に確認しておきたいものです。

業種別年末賞与 支給労働者1人平均支給額

そろそろ年末賞与の季節を迎えます。ここでは厚生労働省の調査結果（※）から、業種別に事業所規模5～29人と30～99人の事業所における平成28年の年末賞与について、支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などをご紹介します。

5～29人は減少、30～99人は増加に

主な業種別に1人平均支給額などをまとめると、以下のとおりです。5～29人規模の調査産業計は約27万円で、27年に比べ1.6%の減少となりました。30～99人規模は約33万円

で、こちらは0.7%の増加になりました。

きまって支給する給与に対する支給割合は、どちらも1ヶ月分程度です。支給事業所数割合は、5～29人が70.0%、30～99人が91.8%となり、どちらも調査対象の70%以上で賞与を支給したことがわかります。

平成28年業種・事業所規模別年末賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

業種	支給労働者1人平均支給額（円、%）				きまって支給する給与に対する支給割合（ヶ月）		支給事業所数割合（%）	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	268,871	-1.6	332,114	0.7	1.00	1.08	70.0	91.8
建設業	285,652	-5.9	448,570	2.0	0.88	1.15	69.0	88.1
総合工事業	292,593	-10.7	398,202	2.6	0.94	0.99	63.8	81.5
職別工事業	222,697	-11.0	410,897	5.6	0.80	1.18	68.9	85.7
設備工事業	344,529	6.0	526,451	1.1	0.90	1.36	77.2	100.0
製造業	265,338	0.3	354,624	0.0	0.93	1.13	71.5	88.5
消費関連製造業	194,668	7.4	271,515	-16.2	0.80	0.90	59.5	86.3
素材関連製造業	276,708	-0.9	421,361	5.7	0.95	1.29	75.5	90.0
機械関連製造業	320,591	-4.9	362,666	8.7	1.01	1.15	80.4	88.9
食料品・たばこ	191,232	19.1	265,779	-26.0	0.84	0.85	64.0	89.4
繊維工業	146,460	-21.8	189,647	0.2	0.70	0.85	40.3	75.9
木材・木製品	287,884	43.2	305,442	13.0	0.91	1.13	75.3	88.9
家具・装備品	163,159	-37.5	291,834	20.5	0.75	1.00	61.8	80.0
パルプ・紙	230,238	-10.0	406,170	-1.1	0.87	1.23	72.1	100.0
印刷・同関連業	218,973	24.3	316,901	-1.1	0.76	0.95	68.0	85.3
化学・石油・石炭	489,858	4.4	600,229	-3.9	1.44	1.72	88.0	92.7
プラスチック製品	257,192	-2.9	256,119	4.7	0.90	0.97	73.4	82.0
ゴム製品	341,588	104.7	345,514	1.8	1.06	1.18	79.2	90.9
窯業・土石製品	219,351	-23.2	414,574	7.9	0.80	1.15	73.7	88.9
鉄鋼業	375,425	27.2	622,231	3.7	1.21	1.72	83.4	100.0
非鉄金属製造業	194,567	-7.5	425,990	15.9	0.82	1.26	91.4	90.6
金属製品製造業	248,508	-7.0	412,556	12.5	0.90	1.23	72.5	87.5
はん用機械器具	344,094	-6.9	398,859	10.0	0.96	1.19	87.7	86.7
生産用機械器具	316,366	-25.0	401,715	17.7	0.97	1.20	83.9	90.3
業務用機械器具	432,474	37.9	434,170	13.9	1.33	1.28	82.2	94.7
電子・デバイス	177,271	-47.8	293,512	-3.1	0.72	1.05	59.1	75.7
電気機械器具	305,517	22.3	338,592	9.1	1.08	1.18	84.0	93.8
情報通信機械器具	436,364	102.3	392,952	-16.6	1.23	1.10	62.8	77.3
輸送用機械器具	307,760	6.1	309,333	6.4	0.98	1.03	83.6	93.9
その他の製造業	242,320	13.9	328,717	-2.5	0.85	1.11	65.7	91.5
電気・ガス・熱供給業	542,000	-4.8	686,555	0.9	1.52	1.78	89.0	91.9
情報通信業	401,265	14.7	470,758	-6.9	1.12	1.35	69.8	94.3
情報サービス業	385,294	16.3	470,158	-2.4	1.15	1.38	64.4	95.2
映像音声文字情報	353,574	-4.0	453,795	-0.1	1.10	1.48	65.7	88.9

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成28年業種・事業所規模別年末賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

業種	支給労働者1人平均支給額(円、%)				きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合(%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
運輸業、郵便業	243,633	0.6	292,619	4.3	0.90	0.94	69.1	90.3
道路旅客運送業	88,546	-52.2	138,664	-5.0	0.49	0.63	51.8	88.9
道路貨物運送業	189,664	0.1	219,183	2.2	0.66	0.72	62.9	89.7
卸売業、小売業	285,431	-6.0	268,159	3.7	1.00	0.97	70.7	94.1
卸売業	437,846	-4.5	480,510	2.1	1.29	1.42	81.8	95.2
繊維・衣服等卸売業	309,271	16.3	338,873	-12.6	1.16	1.08	67.7	88.9
飲食料品卸売業	228,179	-30.2	306,366	-12.6	0.87	1.07	73.6	96.9
機械器具卸売業	513,306	-4.3	597,744	-9.2	1.42	1.60	84.7	97.7
小売業	199,247	-4.6	136,682	12.2	0.83	0.69	65.4	93.4
各種商品小売業	84,685	18.6	148,605	-2.7	0.42	0.78	60.6	100.0
織物等小売業	181,449	23.7	293,381	10.1	0.76	0.73	69.6	60.0
飲食料品小売業	57,453	-11.0	101,572	33.8	0.45	0.57	40.3	96.6
機械器具小売業	419,521	12.2	289,865	2.9	1.32	1.10	86.6	100.0
金融業、保険業	511,175	-0.2	550,432	-2.4	1.62	1.57	91.4	98.7
不動産業、物品賃貸業	401,119	2.3	446,638	5.5	1.31	1.21	83.4	89.1
不動産業	469,536	-0.3	529,825	6.6	1.41	1.46	84.5	86.8
物品賃貸業	272,828	-0.1	338,611	6.6	1.09	0.96	81.2	91.5
学術研究業	376,511	7.1	566,606	1.9	1.22	1.40	79.0	92.4
専門サービス業	430,042	5.8	573,979	-6.8	1.37	1.17	84.1	90.9
広告業	334,502	54.7	371,659	-19.0	1.00	0.92	78.5	77.8
技術サービス業	314,726	4.5	556,067	5.5	1.06	1.48	72.9	96.6
飲食サービス業等	44,371	-16.3	51,200	-10.0	0.38	0.36	47.1	86.5
宿泊業	137,731	24.0	92,016	-4.0	0.69	0.48	56.4	74.0
飲食店	32,053	-24.3	37,135	-6.6	0.32	0.31	46.2	86.4
持ち帰り・配達飲食	63,084	-19.7	104,509	-14.5	0.49	0.59	46.7	100.0
生活関連サービス業等	154,447	34.0	139,267	-4.9	0.68	0.71	50.4	88.4
娯楽業	112,792	7.0	129,767	-1.9	0.60	0.66	56.7	92.4
教育、学習支援業	414,668	-1.8	596,753	-1.4	1.41	1.82	82.9	100.0
学校教育	521,142	0.4	623,711	-1.2	1.74	1.90	93.3	100.0
他教育、学習支援	216,314	11.4	421,354	-4.7	1.02	1.20	73.5	100.0
複合サービス事業	538,001	9.4	510,407	3.8	1.81	1.74	99.4	98.2
その他のサービス業	296,989	-9.0	275,858	0.9	1.07	0.94	73.2	83.6
廃棄物処理業	246,670	-1.6	400,091	-9.7	0.89	1.08	76.4	100.0
自動車整備等	305,730	-10.2	687,674	12.1	1.06	1.59	77.3	85.7
職業紹介・派遣業	252,438	30.9	149,226	-11.4	0.97	0.57	67.5	66.0
他の事業サービス	257,271	-20.6	169,706	-3.0	0.94	0.71	72.5	81.9

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

5~29人規模では減少の方が多い

業種別の1人平均支給額をみると、5~29人規模では電気・ガス・熱供給等や複合サービス事業など5業種が50万円を超えました。30~99人規模では、自動車整備等など5業種が60万円を超えました。

ここで紹介した70業種のうち、5~29人では半分より若干多い36業種が27年の1人平均支給額よりも減少しました。一方30~99人規模では減少は31業種と、増加した業種の方が多くなりました。

今年はどのような結果になるでしょうか。

(※) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約190万事業所(経済センサス基礎調査)から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合(支給月数)の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

企業のICT導入状況

企業の規模を問わず労働生産性の向上が求められる現在、ICTの導入によって労働生産性の向上を図る企業もあります。ここでは総務省の白書（※）から、企業のICT導入状況をみていきます。

■ ホームページやスマホは50%以上に

上記白書からICT端末やシステム、サービスの導入状況をまとめると、表1のとおりです。

【表1】ICT端末、システム、サービスの導入状況（%）

	導入あり	導入なし
パソコン	87.1	12.9
スマートフォン	56.9	43.1
タブレット	34.6	65.4
情報システム	74.1	25.9
ホームページ開設	59.6	40.4
ソーシャルメディアの活用	20.3	79.7
インターネット取引の実施	29.9	70.1
ビッグデータ解析、自動取得したセンサーデータ分析、AI	2.9	97.1

総務省「平成29年版情報通信白書」より作成

パソコンの導入割合が最も高く、87.1%となりました。次いで情報システムが74.1%、ホームページ開設とスマートフォンが50%を超えました。インターネット取引の実施やソーシャルメディアの活用は、30%に満たない状況となっています。

■ 経理・会計業務が70%近い割合に

調査対象企業の70%以上が導入している情報システムについて、どの業務での導入が進んでいるかをみると、表2のとおりです。

経理・会計業務への導入割合が67.7%で最も割合が高く、次いで給与・人事が57.3%となりました。総務・経理関連業務への導入割

合が高くなっています。

一方、営業、販売、顧客管理、商品管理、在庫管理、仕入、発注、調達の業務では40%台になっています。その他、情報共有のために35.4%の企業が情報システムを導入しています。

【表2】業務へのシステム導入状況（%）

業務	導入割合
経理・会計	67.7
給与・人事	57.3
営業、販売、顧客管理	47.6
商品管理、在庫管理	41.5
仕入、発注、調達	41.4
情報共有	35.4
生産・製造	32.8
商品・サービスの企画、開発、設計	27.5
物流、配送	23.8
サービス提供	21.1

総務省「平成29年版情報通信白書」より作成

■ ICT利活用で労働生産性が向上

同白書によると、無線情報通信技術システムやツールの導入、クラウドサービスの利用といったICTの利活用を行っている企業は、そうでない企業に比べて1.2～1.3倍の労働生産性を実現しているということです。ICTを導入すべき業務は、企業の業種や規模によって様々ですが、自社にとってICTの利活用で効率化につながる業務があれば、積極的に導入してはいかがでしょうか。

（※）総務省「平成29年版情報通信白書」

平成29年7月に発表された白書です。ここで紹介したデータは同白書183ページ掲載の「ICT利活用と社会的課題解決に関する調査研究（情報通信の利用に関するアンケート調査）」によるものです。この調査は20人以下から2,000人以上規模の企業が対象となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h29.html>

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回り等を滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれるでしょう。

2018年1月

お仕事備忘録

1. 平成30年1月から配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いが変わります
2. 平成30年1月1日から改正職業安定法が施行
3. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始
4. 固定資産税の償却資産に関する申告
5. 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）
6. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付
7. 各種法定調書の提出

1. 平成30年1月から配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いが変わります

平成29年度税制改正により、平成30年1月から、配偶者控除及び配偶者特別控除の対象者や控除額、源泉徴収における扶養親族等のカウント方法が変更されます。また、これらの変更に伴い、給与所得者の扶養控除等申告書の様式が変更されています。

2. 平成30年1月1日から改正職業安定法が施行

労働者の募集を行う際に、試用期間や固定残業代などの労働条件の明示をこれまでよりも詳細に行うよう、指針の見直しが行われています。

3. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書は、1月1日から提出することができます。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

4. 固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と同様に、後日通知されます。

5. 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）

第4期分の個人の都道府県民税と市町村民税の納付月です。納付期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれがないようにしましょう。

6. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。特に30年分から配偶者の記載対象者が変更されているため、要注意です。

また、昨年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かに限らず全ての給与受給者に交付しましょう。

7. 各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。

お仕事 カレンダー

2018.1

新年を迎え、気持ちも新たに仕事をスタートさせましょう。新年早々やるべきことがたくさんあります。もれのないように計画的に業務を進めましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	月	先勝	元日 ●還付申告（所得税の確定申告）の受付開始（～3月15日）
2	火	友引	
3	水	先負	
4	木	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（11月分）
5	金	大安	小寒
6	土	赤口	
7	日	先勝	
8	月	友引	成人の日
9	火	先負	
10	水	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（12月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	木	大安	
12	金	赤口	
13	土	先勝	
14	日	友引	
15	月	先負	
16	火	仏滅	
17	水	赤口	
18	木	先勝	
19	金	友引	
20	土	先負	大寒
21	日	仏滅	
22	月	大安	●源泉所得税の納期限の特例納付（前年7～12月分）
23	火	赤口	
24	水	先勝	
25	木	友引	
26	金	先負	
27	土	仏滅	
28	日	大安	
29	月	赤口	
30	火	先勝	
31	水	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払（12月分） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[10～12月]について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）※市町村の条例で定める日まで ●税務署へ法定調書の提出 ●市区町村への給与支払報告書の提出 ●固定資産税の償却資産に関する申告 ●給与所得者の扶養控除等申告書の回収 ※最初の給与支払日の前日まで ●源泉徴収票の交付

12月



staff 編集後記



今年もお世話になりました！

お久しぶりです！みなさま、お元気でしたでしょうか？早いもので既に年末。ついこの間今年もよろしく～と言ったような。1年を振り返ると、雨が多く夏の期間も短く秋を通り越して冬になったように感じます。秋の紅葉？も見ないで終わったような…。ということで、
今年1年お世話になりました！
来年もサム・ライスグループを宜しくお願いいたしますm()m ペコリ



サンタさんお願い！ Christmasプレゼント私もほし～い！



石田



サンタさん♪私は、紅茶のティーセットをください(*▽*) 実は、弊社代表の林亜由美より美味しい紅茶を教えてもらい、早速店舗へ立ち寄りしてみました(笑)お店は、「マリアージュフレール」という、フランス・パリのお店のようです(@_@)ものすごい紅茶の数に圧倒されてしまい、どうしてもかわからず何もせず家へ帰りました。(笑)

小笠原



サンタさん！お願いします！私が欲しいものは…[BALMUDA The Gohan]フックと言うものです。値段約40,000円もする炊飯器なんです。蒸気ので炊き上げて、釜飯のようなごはんになるとの事。うちの家族は白米好きなので、美味しい新米を買いこの炊飯器で炊いたご飯を食べてみたいものです。

黒田



ダイソンの掃除機[Dyson V8 コードレスクリーナー]が欲しいです。掃除機の吸いが悪いと掃除もテンションが下がってつい手抜きになってしまいます。このままでは部屋がゴミ屋敷になってしまうかも！？なので吸引力が落ちないと噂のダイソンの掃除機を所望します。というわけで、サンタさん今年こそプレゼントをよろしくお願いします！

鈴木



欲しいプレゼントは税理士試験の消費税法の合格です。毎年8月に試験が行われてクリスマスの1週間前くらいに合格発表が行われるという嫌がらせのような日程です(泣)クリスマスにハッピーな気分で迎えられるか落ち込んで迎えるか試験の結果次第でだいぶ変わってきます。早く税理士試験を卒業したいので、サンタさんお願いします！

相藤



欲しいものはダイエットに関するものです。最近本当に太ってきちゃって歩いたり、走ったりとすぐにバテるので本当に痩せないで体大丈夫かなと思っております。(笑)物というより精神的な継続する力とダイエット食品、方法が欲しいですね。サンタさんどうかよろしくおねがいします。

瀬川



只今産休中！

東海林



私が欲しいものは、ペティナイフです！今は牛刀を基本的に使っているのですが、最近は食事の量も減り、調理する量も減りました。キッチンが広いわけではないので小回りが利く包丁でササッと料理したいので是非ともサンタさんお願い致します。

サンタは必ずいるはず！！

【お知らせ】

◆12/29～1/4

年末年始の為お休み

◆2018年1/5

所内研修のため、終日留守番電話とさせていただきます。

